

日本・欧米・アジアにおける PL 法の比較検討

小森 悠吾¹

概要：我が国の製造物責任法と欧米・アジアの製造物責任法との比較検討を行う。両者は、基本的な考え方は同じであるが、具体的な規定には相違点が少なくない。製造物責任の責任主体については、我が国の製造物責任法は販売業者を含まないのに対し、欧米・アジアの製造物責任法はこれを含む。「欠陥」の意義については、我が国の製造物責任法や EC 指令などは 3 類型（製造上の欠陥、設計上の欠陥、指示・警告上の欠陥）を採用しないのに対し、アメリカの第 3 次不法行為法リステイトメントなどはこれを採用する。また、中国は、これらいずれとも違う独自の「欠陥」を定義した上で、国家標準や業界標準に適合しない場合には「欠陥」に該当すると定める。免責事由については、我が国や EC 指令などは「開発危険の抗弁」などを認めているが、アメリカの第 3 次不法行為法リステイトメントなどはこれを認めない。ただし、アメリカの場合、「予見し得た危険」についてのみ「欠陥」が認められるとすることで、製造物責任の範囲が限定されている。グローバル企業の発展・成長のためには、これらの相違を適切に理解し、予め対処することが重要である。

キーワード：製造物責任、リステイトメント、EC 指令、欠陥、開発危険の抗弁

Comparison of Product Liability Laws in Japan, the U.S., Europe, and Asia

Yugo Komori¹

Abstract : This paper compares product liability law in Japan with product liability laws in the U.S., Europe, and Asia. The basic concept of the product liability laws are similar, but the specific rules are different. Sellers of defective products cannot be held liable under product liability law in Japan, while they can be held liable under product liability laws in the U.S., Europe, and Asia. Product liability law in Japan and EC directive do not adopt three primary legal theories of defect (i.e., manufacturing defect, design defect, and warning defect), while Restatement (Third) of Torts in the U.S. adopts the theories. China adopts its original legal theories of defect, including those that products are deemed to be defective if they do not meet national standards or industrial standards. Product liability law in Japan and EC directive adopt development risks defense, while Restatement (Third) of Torts in the U.S. does not adopt it; however, manufacturers can be held liable only for foreseeable danger under Restatement (Third) of Torts. It is important for global companies to understand these differences and prepare for the risk.

Keywords : Product liability, Restatement, EC directive, Defect, Development risks defense

2019 年 5 月 31 日受領, 2019 年 6 月 14 日採択

¹ 弁護士法人大江橋法律事務所：〒530-0005 大阪市北区中之島 2-3-18 中之島フェスティバルタワー27 階

¹ Oh-Ebashi LPC & Partners : Nakanoshima Festival Tower 27F, 2-3-18 Nakanoshima, Kita-ku, Osaka 530-0005, JAPAN

1 はじめに

アメリカの製造物責任法とヨーロッパの製造物責任法とをいわば「輸入」する形で制定された我が国の製造物責任法も、まもなく、施行25年目を迎えようとしている。近年漸く徐々にではあるが、同法に係る検討事例や裁判例も集積し始めており、製造物責任法の解釈を示した最高裁判決も示されてきている。

世界に目を向けると、「輸入元」のアメリカやヨーロッパはもちろんのこと、アジア・オセアニア・南米・アフリカなどにおいても、製造物責任法に関する検討が進められており、特にアジア各国の製造物責任法には、欧米の製造物責任法とは違った独自の工夫や規制もみられる。

グローバル社会と呼ばれる現代社会において、製品を取り扱う企業(グローバル企業)にとって、我が国の製造物責任法を理解することが不可欠であることはいうまでもないが、同時に、欧米・アジア各国の製造物責任法及び両者の異同を理解することもまた不可欠である。

本稿では、そうしたグローバル企業の理解の一助となるべく、①製造物責任の責任主体、②「欠陥」の意義、③免責事由の三点に絞ってではあるが、我が国の製造物責任法の特徴と欧米・アジア(特に中国と東南アジア)の製造物責任法の特徴とを比較検討する。

2 我が国の製造物責任法とその特徴

2.1 我が国の製造物責任法

我が国の製造物責任法(平成6年7月1日法律第85号)は、「製造物の欠陥により人の生命、身体又は財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的」(同法1条)として、平成7年7月1日に施行された。

同法は、敢えて一言でいえば、「製造業者等」が、その製造等した製造物の「欠陥」により他人の生命等を侵害したときに、これによって生じた損害を賠償する責任を負うこと(ただし、いわゆる開発危険の抗弁等が認められる場合を除く)を定めた法律である(同法3条本文)。

2.2 「製造業者等」の意義(責任主体)

我が国の製造物責任法における「製造業者等」とは、「当該製造物を業として製造、加工又は輸

入した者」、「自ら当該製造物の製造業者として当該製造物にその氏名、商号、商標その他の表示をした者又は当該製造物にその製造業者と誤認させるような氏名等の表示をした者」、「[上記二者]のほか、当該製造物の製造、加工又は輸入又は販売に係る形態その他の事情からみて、当該製造物にその実質的な製造業者と認めることができる氏名等の表示をした者」をいう(同法2条3項)。

ある製品が消費者の手に届くまでには、非常に多数の者を介することが一般的である。比較的単純な製造・流通過程であったとしても、例えば、中国の部品製造業者Aが製造した部品を、輸入業者Bを介して、我が国の製造業者Cが購入し、最終製品を組み立て、販売業者Dに販売・納入し、さらにDが量販店(販売業者)Eに販売・納入した上で、Eが当該最終製品を消費者に販売・納入するといった感じである。実際には、さらに運送業者なども介在する。

我が国の製造物責任法の特徴は、これらの関係当事者のうち、製造物責任を負うのは製造業者や加工業者、輸入業者(上記の例でいえばA~C)であって、運送業者はもちろん、販売業者(同D~E)も原則として製造物責任を負わないということである。

2.3 「欠陥」の意義

我が国の製造物責任法における「欠陥」とは、「当該製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係る事情を考慮して、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていること」をいう。(同法2条2項)。

「欠陥」の意義に関しては、後述するアメリカの第3次不法行為法リステイトメント(1998年)2条において、次のとおり規定されている²。

「販売・供給時点において、製品が、製造上の欠陥を含むか、設計に欠陥が存在するか、または指示・警告が不適切なために欠陥となる場合には、その製品は欠陥製品である。すなわち、

- (a) たとえ、製品の準備・販売に際し、あらゆる可能な注意が尽くされていたとしても、製品がその意図された設計から逸脱している場合には、その製品は製造上の欠陥を含む。
- (b) 販売者、他の供給者または供給の商業的連鎖における前者による合理的な代替設計を採用していれば、その製品がもたらす被害

² 本稿における第3次不法行為法リステイトメントの翻訳は、日本弁護士連合会消費者問題対策委員会編著『実践PL法(第2版)』(株式会社有斐閣、2015年)を参考にした。

の予見可能な危険を減少または回避することができた場合で、かつその代替設計を採用しなかったことで製品が合理的に安全なものとならなかった場合には、その製品には**設計上の欠陥**がある。

- (c) 販売者、他の供給者または供給の商業的連鎖における前者による合理的な指示・警告を用意していれば、その製品がもたらす被害の予見可能な危険を減少または回避することができた場合で、かつその指示・警告を用意しなかったことで製品が合理的に安全なものとならなかった場合には、その製品には**指示・警告上の欠陥**がある。」

我が国においても、これまでの裁判実務上は、各当事者が、「欠陥」の有無に関して上記3類型に沿った主張立証を行うことが多く、判決においても、3類型に沿った判断がされる例は少なくなかった。

そうした実務の流れの中で、最高裁が、肺癌抗がん剤副作用事件³において、医薬品の情報提供に関し、「引渡し時点で予見し得る副作用について、製造物としての使用のために必要な情報が適切に与えられることにより、通常有すべき安全性が確保される関係にあるのであるから、このような副作用に係る情報が適切に与えられていないことを一つの要素として、当該医薬品に欠陥があると解すべき場合が生ずる」と判示したのは、非常に興味深い点である。

同判決は、製品の情報提供というものが、3類型でいえば「指示・警告上の欠陥」の問題にあたることを理解しながら、そうした3類型に沿った判断を行うのではなく、情報提供は飽くまでも「欠陥」判断の「一つの要素」に過ぎないことを敢えて明言したものであると解されている⁴。

繰返しとなるが、我が国の裁判実務上、当事者は、3類型に沿った主張立証を行うことが多く、筆者としても、基本的には、3類型の採用が争点の明確化や主張立証の噛み合わせにとって有益であると考えている。もっとも、他方で、3類型の境界線は必ずしも明瞭なものとはいえず、例えば、一定の危険性を孕んだ設計となっている製品ではあるものの、警告表示を適切に行えば危険性のある程度は回避することが可能であるという場合、それは設計上の欠陥の問題か、指示・警告上の欠陥の問題かいずれなのであるだろうか。このよ

うな場合には、3類型に無理に当てはめるのではなく、設計の問題と警告表示の問題とを「総合考慮」した方が、より事案に即した柔軟かつ合理的な判断を行うことができるようにも思われる。その意味で、上記肺癌抗がん剤副作用事件において、最高裁が3類型を敢えて採用しなかったことには、一定の意義を感じる。

2.4 免責事由

我が国の製造物責任法においては、免責事由として、いわゆる「開発危険の抗弁」(当該製造物をその製造業者等が引き渡した時における科学又は技術に関する知見によっては、当該製造物にその欠陥があることを認識することができなかったこと)と「部品製造業者の抗弁」(当該製造物が他の製造物の部品又は原材料として使用された場合において、その欠陥が専ら当該製造物の製造業者が行った設計に関する指示に従ったことにより生じ、かつ、その欠陥が生じたことにつき過失がないこと)が規定されている(同法4条)。

しかしながら、裁判実務上、当事者としてこれらの免責事由の主張立証を行うかどうかは、非常に悩ましい問題である。特に「開発危険の抗弁」については、イシガキダイ料理食中毒事件⁵において、「当該製造物をその製造業者等が引き渡した当時において入手可能な**世界最高の科学技術の水準**がその判断基準とされるものと解するのが相当である」との厳格な判断が示され、その後も同抗弁を認めた裁判例が存在しないことから、「開発危険の抗弁」=“負け筋”との感が否めないからである。

もっとも、製造物責任法は、製造業者等に対して、不可能を強いる法律ではない。同法が「欠陥」の判断要素として「当該製造物を引き渡した時期」を挙げていることから明らかなおり、製造物責任法は、製造業者等に対して、飽くまでも製造物を引き渡したときに予測可能であった危険について、責任を負わせることを目的とした法律であって、当事者としては、少なくとも、この判断時期の重要性については十分に主張立証を行うべきである。「開発危険の抗弁」の適用例ではないが、前掲肺癌抗がん剤副作用事件において、最高裁が、「**引渡し時点で予見し得る副作用**について、…(中略)…当該医薬品に欠陥があると解すべき場合が生ずる」と判示したのは、注目に値する⁶。

³ 最高裁平成25年4月12日判決。なお、筆者は同事件の被告会社(被原告人)代理人である。

⁴ 伊藤正晴「判解」最高裁判所判例解説民事篇平成25年度171頁

⁵ 東京地裁平成14年12月13日判決

⁶ 肺癌抗がん剤副作用事件の最高裁判決を批判するものとして、潮見佳男「製造物責任再考—不法行為法理論の深化を期

3 世界の製造物責任法とその特徴

3.1 アメリカの製造物責任法

(1) 概要

アメリカにおいては、1963年にカリフォルニア州最高裁判所において厳格責任との考え方が採用され、その後、第2次不法行為法リステイメント(1965年)、その改訂版である第3次不法行為法リステイメント(1998年)において、製造物責任に関する考え方がまとめられている⁷。

アメリカにおける製造物責任の基本的な考え方は、我が国の製造物責任法と同様であるが、具体的な規定においては相当程度の相違が認められる。我が国の製造物責任法との比較におけるアメリカの製造物責任法(リステイメント)の特徴は以下のとおりである。

(2) 責任主体

アメリカの製造物責任法(リステイメント)においては、我が国の製造物責任法とは異なり、製造業者等に加えて、販売業者も製造物責任の責任主体になると解されている。

(3) 「欠陥」の意義

アメリカの製造物責任法(リステイメント)においては、「欠陥」の3類型(製造上の欠陥、設計上の欠陥、指示・警告上の欠陥)が採用されている。詳細は2.3で述べたとおりである。

アメリカの製造物責任法(リステイメント)の「欠陥」規定の特徴の一つは、製品安全法規に不適合の製品については「欠陥」があるとみなすとされている点である。すなわち、第3次不法行為法リステイメント4条においては、「設計欠陥または不適切な指示・警告に対する責任に関連して…製品が、該当する製品安全立法・行政規則に適合していないことは、その立法・規則が減少させようとしている危険に関して、当該製品は欠陥となす」と規定されている。我が国においても、行政法規の内容などは「欠陥」判断の重要な要素の一つであるが、直ちに「欠陥」判断に結び付くものではない。

(4) 免責事由

アメリカの製造物責任法(リステイメント)

して」NBL1005号1頁(2013年)など。

⁷ アメリカは判例法(common law)の国であり、連邦法の制定は限定的である(例えば、「製造物責任法」と呼ばれる連邦法は存在しない)が、一部の法分野については、アメリカ法律協会が州法と判例法を法典の形にまとめており(これをリステイメント(restatement)という)、実務上、大きな影響力を有している。

においては、我が国の製造物責任法とは異なり、いわゆる「開発危険の抗弁」などの免責事由は規定されていない。

もっとも、アメリカの製造物責任法(リステイメント)も、製造業者や販売業者等に不可能を強いるものではなく、製造物によって危険が引き起こされた場合に常に製造業者や販売業者等が製造物責任を負うとされているわけではない。

むしろ、2.3で述べたとおり、第3次不法行為法リステイメントにおいては、設計上の欠陥と指示・警告上の欠陥について、製造業者や販売業者等は、あくまでも「その製品がもたらす被害の予見可能な危険を減少または回避することができた場合」に限って製造物責任を負う旨規定されている。こうした考え方は、2.4で述べた前掲肺癌抗がん剤副作用事件最高裁判決に通じるものである。

3.2 ヨーロッパの製造物責任法

(1) 概要

ヨーロッパにおいては、1985年に製造物責任に関するEC指令が出され、その後、イギリス、ドイツ、フランスなど欧州各国において採択されている。

ヨーロッパにおいても、製造物責任に関する基本的な考え方は、我が国の製造物責任法と同様であるが、具体的な規定においては一定の相違が認められる。我が国の製造物責任法との比較におけるヨーロッパの製造物責任法(EC指令)の特徴は以下のとおりである。

(2) 責任主体

ヨーロッパの製造物責任法(EC指令)においては、我が国の製造物責任法と同じく、製造物責任の責任主体となるのは製造業者等であり、販売業者は原則として製造物責任の責任主体とはならない。ただし、製造物の製造業者を特定することができない場合には、販売業者が製造物責任の責任主体となる(製造業者として扱う)ものと規定されている(EC指令3条3項)。

(3) 「欠陥」の意義

ヨーロッパの製造物責任法(EC指令)においては、我が国の製造物責任法と同じく、「欠陥」の3類型は採用されていない。ヨーロッパの製造物責任法(EC指令)における「欠陥」の定義は以下のとおりである⁸(EC指令6条1項)。

⁸ 本稿における製造物責任に関するEC指令の翻訳は、前掲脚注(2)日弁連消費者問題対策委員会・前掲注(2)『実践PL法(第2版)』を参考にした。

「製造物は、次に掲げる事項を含むすべての事情を考慮して、人が正当に期待すべき安全性を備えていないときに、欠陥があるものとする。

- (a) その製造物についての表示
- (b) その製造物の合理的に予期されうる使用
- (c) その製造物が流通におかれた時期

上記規定は2.3で述べた我が国の製造物責任法2条2項の規定に類似しており、両法の「欠陥」が概ね共通するものであることが分かる。

(4) 免責事由

ヨーロッパの製造物責任法(EC指令)においては、我が国の製造物責任法と同じく、「開発危険の抗弁」と「部品製造業者の抗弁」が採用されている(EC指令7条)。もっとも、このうち「開発危険の抗弁」はいわゆるオプション条項とされており、加盟国において同抗弁を採用しないことが認められている(EC指令15条1項(b))。例えば、フィンランドは「開発危険の抗弁」を採用していない国の一つである。

3.3 アジアの製造物責任法

(1) 概要

アジア各国においては、我が国において製造物責任法が制定されたのと同時期である1990年代から、順次、製造物に関する厳格責任の規定が設けられた。

1993年には中国において「中華人民共和国製品品質法」が制定され(最新版は2018年12月29日改正版)、1999年にはインドネシアにおいて「消費者保護法(The Law on Consumer Protection)」の中に製造物責任に関する規定が設けられた。比較的最近では、2009年にタイにおいて「非安全製品責任法(Liability for Damages Arising from Unsafe Products Act)」が制定され、2011年にベトナムにおいて「消費者権利保護法(Law on Protection of Consumer Rights)」の中に製造物責任に関する規定が設けられている。

アジア各国においても、製造物責任に関する基本的な考え方は、我が国の製造物責任法と同様であるが、具体的な規定においては多数の相違が認められる。我が国の製造物責任法との比較におけるアジア各国の製造物責任法の特徴は以下のとおりである。

(2) 責任主体

アジアの製造物責任法における責任主体は、国によって、アメリカ型(販売業者も製造物責任を

負う)とヨーロッパ型(販売業者は原則として製造物責任を負わないが、製造業者等が特定できない場合に、販売業者も製造物責任を負う)とに分かれている。

(1)で挙げた各国でいえば、中国とインドネシアはアメリカ型であり、販売業者も製造物責任を負う。タイとベトナムはヨーロッパ型であり、販売業者は原則として製造物責任を負わないが、製造業者等が特定できない場合に、販売業者も製造物責任を負う。いずれにせよ、我が国の製造物責任法とは異なり、販売業者が製造物責任を負う可能性があるとの点は注意が必要である。

(3) 「欠陥」の意義

アジアの製造物責任法においては、「欠陥」の意義も国によって様々である。

(1)で挙げた各国でいえば、ベトナムはアメリカ型で「欠陥」の3類型を採用しているが、その他の国では3類型をそのまま採用はしていない。

なかでも興味深いのは、中国とタイである。

第一に、中国の製造物責任法(製品品質法)は、製品に生命や財産の安全に危害を及ぼす不合理な危険性が存在することを「欠陥」と定義した⁹(同法26条(1)第1文)上で、国家標準や業界標準が存在する場合には、当該基準を満たさない場合には「欠陥」があるとする旨規定している¹⁰(同第2文)。これは、3.1(3)で述べたアメリカの製造物責任法における製品安全法規不適合製品の「欠陥」認定の考え方を、さらに一歩進めたものであり、画期的な規定ともいえる。しかしながら、「業界標準」と呼ばれるものには様々なものが存在し得るところ、そのような種々雑多な「業界標準」まで「欠陥」認定の絶対的な基準となるとすれば、「欠陥」の範囲があまりにも広範になり、却って、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を阻害することともなりかねない。最終的には「業界標準」の解釈・運用次第なのかもしれないが、我が国の製造物責任法において同様の規制を導入することには、慎重であるべきものと思われる。

第二に、タイの製造物責任法(非安全製品責任法)は、「非安全製品(欠陥品)」を「損害を生じさせる又はさせ得る製品」として定義した上で、その原因は、製造上の欠陥によるものか、設計上の欠陥によるものか、あるいは商品に関する情報

⁹ 正確には、製造業者等は、不合理な危険性がない製品品質を満たす義務を負う旨規定している。

¹⁰ 正確には、製造業者等は、国家標準及び業界標準に適合しているという製品品質を満たす義務を負う旨規定している。

を定めていなかったり不正確・不明瞭な情報を定めたりしていたことによるものかを問わない旨規定している(同法4条)。同法の規定は、その文言から分かれるとおり、アメリカの第3次不法行為法リステイトメントを明らかに強く意識した規定となっている。そうでありながら、同法は、単に「欠陥品＝製造上の欠陥 or 設計上の欠陥 or 指示・警告上の欠陥がある製品」と規定するのではなく、まずは「欠陥品＝損害を発生させ得る製品」との広範な定義を置いているのであって、アメリカ型の「欠陥」とヨーロッパ型の「欠陥」とを融合した規定とみることができる。

(4) 免責事由

アジアの製造物責任法においては、免責事由の規定にも種々の特徴が認められる。

(1) で挙げた各国でいえば、「開発危険の抗弁」については、中国とベトナムの製造物責任法では採用されているが、タイの製造物責任法では採用されていない。これに対し、「部品製造業者の抗弁」については、タイの製造物責任法では採用されているが、中国とベトナムの製造物責任法では採用されていない。

さらに注目すべきは、インドネシアの製造物責任法(消費者保護法)である。一般的に、製造物責任は無過失責任といわれることが多い¹¹が、インドネシアの同法においては、「無過失の抗弁」を認めている。つまり、同法の製造物責任は、無過失責任ではなく“過失責任”であるといえることができる。もっとも、通常、過失責任においては、被害者側が、加害者側に過失があることの主張立証を行う必要があるが、インドネシアの製造物責任法(消費者保護法)における“過失責任”は、製造業者等(加害者側)が、自身に過失が無いことを主張立証する必要がある。しかし、「無いこと」の証明はいわゆる悪魔の証明と呼ばれるものであり、解釈・運用次第ではあるものの、我が国の製造物責任法における免責事由(「開発危険の抗弁」等)と同じかそれ以上に、立証のハードルが高くなる可能性を含んでいる。

4 おわりに

製造物責任法は、原則として、製品の「欠陥」に起因する損害について、製造業者等に対して厳格な責任を課すものであり、基本的なコンセプト

は、我が国の製造物責任法も欧米・アジアの製造物責任法も同じである。

しかしながら、具体的な中身についてみると、責任主体についても、「欠陥」の意義についても、免責事由についても、三者三様ともいえるべき相違が存在する。我が国において製造物責任を負わないとされている販売業者が、欧米やアジアにおいては製造物責任を負うことがある。我が国において科学技術データ等から「欠陥」が存在しないと認められるような製品が、中国特有の業界標準を下回るという理由で「欠陥」があると認定されることもある。我が国において予見可能な危険とはいえないとして「欠陥」が否定された製品が、タイにおいては安全でない製品であるとして製造物責任を負うことがある。そうした各国間の相違を適切に理解し、予めリスクヘッジを行うことによって、製品の安全確保が実現されるだけでなく、企業そして社会・経済の発展に繋がっていくのである。

製造物責任法に関しては、本稿で述べた内容以外にも、「製造物」の意義、損害賠償の範囲、消滅時効の期間、懲罰的損害賠償の有無、クラスアクションの有無なども各国によって異なる。これらの事項への対応も含め、我が国のグローバル企業が、製品安全・製造物責任への理解を深め、より一層発展・成長していくことを切に望む。

謝辞 本稿の検討に協力いただいた弁護士法人大江橋法律事務所の定金史朗弁護士に感謝の意を表す。

¹¹ 前掲肺癌抗がん剤副作用事件最高裁判決が「欠陥」の判断において「予見」可能性を考慮したことやアメリカの第3次不法行為法リステイトメントが設計上の欠陥及び指示・警告上の欠陥の判断において「予見」可能性を考慮していることが、無過失責任の放棄ではないかともいわれている。